

新幼運第903号
令和8年1月9日

各法人代表者様
各施設長様

新潟市こども未来部幼保運営課長
(担当:配置適正化グループ)

**私立保育所等整備費補助金の交付を希望する
施設整備計画について(募集)**

標記につきまして、令和9年度に行う施設整備計画の募集をいたしますので、該当がある場合は各様式及び添付書類の提出をお願いいたします。

記

- 1 募集事項 令和9年度に着工予定で、私立保育所等整備費補助金の交付を希望する教育・保育施設の整備計画
- 2 回答方法等 別紙「令和9年度私立保育所等整備費補助金交付希望募集の概要」をご参照ください。
- 3 その他 近年の少子化等の状況を踏まえ、整備計画のうち、創設についてでは、地域ごとの需給バランスを十分に確認しながら、より慎重に選定審査を行います。
交付希望のあった法人名や整備予定区、予定定員数、件数、補助金採択件数等の情報は公表する場合があります。

【問い合わせ】

〒951-8061 新潟市中央区西堀通6番町866番地
新潟市こども未来部幼保運営課 配置適正化グループ
電話 025-223-7371(直通)
メール hoiku@city.niigata.lg.jp

令和9年度私立保育所等整備費補助金交付希望募集の概要

私立保育所等整備費補助金は、交付の希望があったものから、市が整備の必要性と計画の確実性を認めるものを選定し、交付対象とします。交付対象の選定にあたっては、次のとおり必須条件と優先条件を設定します。なお、当該補助金は予算の議決を要するほか、国や県の交付金を財源とするため、下記の条件に合致する計画についても、補助金の交付が確約されるものではありません。

1 用語の定義

用語	定義
保育所等	保育所、認定こども園、保育所分園、認定こども園分園の総称
創設	新たに保育所等を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築をするとともに、既存施設の躯体に影響が生じる整備（一部の改築を含む）をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わず、既存施設の躯体に影響が生じる整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について、令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じ、既存施設の躯体に影響が及ばず内部改修に留まる整備をすること。

※施設の躯体とは、建物の基礎や耐震壁、柱、屋根などの建築基準法施行令に規定する「構造耐力上主要な部分」のこと。

2 共通の必須条件（満たさなければ交付対象にならない条件）

保育所等の創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等にかかる建設工事で、次のア、イのいずれかに該当し、ウ～オのすべてに該当する場合に交付対象とします。

- ア. 【保育所または保育所分園にかかる整備】社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財團法人が設置主体であること。
- イ. 【認定こども園または認定こども園分園にかかる整備】社会福祉法人また学校法人が設置主体であること。
- ウ. 認可・確認にかかる設備運営基準等を満たす計画であること。

別紙

- エ. 建設工事について、施設の設置主体が、保育所等を利用する児童の保護者や近隣住民（自治会等）に対し事前に十分な説明を行い、計画に係る要望などに誠実に対応しつつ、合意形成を図れるもの。
- オ. 建築基準法、都市計画法、風営法等の関係法令を確認の上、児童福祉施設として適法な立地に建築または改修されるもの。

3 整備区分ごとの条件等（令和9年度着工の場合）

（1）創設

- ア. 必須条件（満たさなければ交付対象にならない条件）
- ・上記「2 共通の必須条件」を満たすもの
 - ・市立保育園配置計画に寄与するもの
 - ・令和9年度内に着工し、令和10年3月31日または令和11年3月31日までに事業のすべてを完了するもの
 - ・保育所または保育所分園であるもの
 - ・乳児等通園支援事業を実施するもの
- イ. 優先条件（アを満たし、かつ該当する場合に選定上優先される条件）
- ・市立保育園配置計画への寄与度がより高いもの
 - ・保育ニーズが高い地域に整備するもの
 - ・建物と土地を自己所有する（見込みである）もの
 - ・その他、整備する必要性が高いもの

※各条件の詳細は、別表「必須条件および優先条件の一覧」をご覧ください。

ウ. 補助対象経費

- ・外構、園庭、遊具を除く建築工事費又は工事請負費、工事事務費
- ・実施設計に要する費用（基本設計費は補助対象外）
- ・開設準備に要する費用（固定しない厨房機器、備品類等）
- ・新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料
- ・防犯を目的とした門扉やフェンスの設置費

※国の交付金内示後（着工年度の4月1日以降）に着手（契約）したもののみが補助対象となります。

※設置主体に対し、対象経費の実支出予定額の最大3／4を補助します。

（2）増築

- ア. 必須条件（満たさなければ交付対象にならない条件）
- ・上記「2 共通の必須条件」を満たすもの

別紙

- ・令和9年度内に着工し、令和10年3月31日または令和11年3月31日までに事業のすべてを完了するもの
- ・保育（2号および3号）定員の増員であるもの
- ・乳児等通園支援事業を実施するもの

イ. 優先条件（アを満たし、かつ該当する場合に選定上優先される条件）

- ・整備予定エリアにおける保育定員確保のため重要と判断されるもの
- ・市立保育園配置計画に寄与するもの
- ・低年齢児（0～2歳）の定員を拡大するもの
- ・建物と土地を自己所有する（見込みである）もの
- ・その他、整備する必要性が高いもの

※各条件の詳細は、別表「必須条件および優先条件の一覧」をご覧ください。

ウ. 補助対象経費

- ・外構、園庭、遊具を除く建築工事費又は工事請負費、工事事務費
- ・実施設計に要する費用（基本設計費は補助対象外）
- ・開設準備に要する費用（固定しない厨房機器、備品類等 増員分のみ）
- ・新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料
- ・解体撤去に必要な工事費又は工事請負費
- ・仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
- ・防犯を目的とした門扉やフェンスの設置費

※国の交付金内示後（着工年度の4月1日以降）に着手（契約）したもののみが補助対象となります。

※設置主体に対し、対象経費の実支出予定額の最大3／4を補助します。

（3）増改築、改築

ア. 必須条件（満たさなければ交付対象にならない条件）

- ・上記「2 共通の必須条件」を満たすもの
- ・令和9年度内に着工し、令和10年3月31日または令和11年3月31日までに事業のすべてを完了するもの

イ. 優先条件（アを満たし、かつ該当する場合に選定上優先される条件）

- ・整備予定エリアにおける保育定員確保のため重要と判断されるもの
- ・耐用年数を超過している施設や、耐震性が不十分な（旧耐震基準）建物など、整備の緊急性が高いもの
- ・市立保育園配置計画に寄与するもの
- ・低年齢児（0～2歳）の定員を拡大するもの
- ・建物と土地を自己所有する（見込みである）もの

別紙

- ・その他、整備する必要性が高いもの

※各条件の詳細は、別表「必須条件および優先条件の一覧」をご覧ください。

ウ．補助対象経費

- ・外構、園庭、遊具を除く建築工事費又は工事請負費、工事事務費
- ・実施設計に要する費用（基本設計費は補助対象外）
- ・開設準備に要する費用（固定しない厨房機器、備品類等 増員分のみ）
- ・新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料
- ・解体撤去に必要な工事費又は工事請負費
- ・仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
- ・防犯を目的とした門扉やフェンスの設置費

※国の交付金内示後（着工年度の4月1日以降）に着手（契約）したもののみが補助対象となります。

※設置主体に対し、対象経費の実支出予定額の最大3／4を補助します。

（4）大規模修繕等

ア．必須条件（満たさなければ交付対象にならない条件）

- ・上記「2 共通の必須条件」を満たすもの
- ・民間工事請負業者3社から見積書を徴取し、最も低い価格が500万円以上のもの。ただし、冷暖房設備の場合は300万円以上のもの
- ・令和9年度内に着工し、令和10年3月31日までに事業のすべてを完了するもの
- ・乳児等通園支援事業を実施するもの

イ．優先条件（アを満たし、かつ該当する場合に選定上優先される条件）

- ・園舎修繕の緊急性が高いもの
- ・既存施設の長寿命化に資する効果が高いもの
- ・市立保育園配置計画に寄与するもの
- ・整備予定エリアにおける保育定員確保のため重要と判断されるもの
- ・その他、整備する必要性が高いもの

※各条件の詳細は、別表「必須条件および優先条件の一覧」をご覧ください。

ウ．補助対象経費

- ・施設の一部改修等にかかる建築工事費又は工事請負費、工事事務費
- ・実施設計に要する費用（基本設計費は補助対象外）
- ・仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

※国または県の交付金内示後（着工年度の4月1日以降）に着手（契約）

別紙

したもののみが補助対象となります。

※設置主体に対し、対象経費の実支出予定額の**最大3／4**を補助します。

ただし、予算措置の状況により交付額に上限を設けることがあります。

4 提出書類について

○令和9年度に着工予定の整備計画（2か年整備を含む）

- A 様式1 「令和9年度 施設整備計画書」
- B 様式2 「令和9年度 施設整備計画書（大規模修繕等）」
- C 添付書類 各種図面（配置図、平面図等）
- D 添付書類 建設予定地及びその周辺状況が確認できる地図
- E 添付書類 保護者の送迎ルートの計画が確認できる資料
- F 添付書類 地権者との交渉状況がわかる書類^{※1}
- G 添付書類 耐震診断結果の写し等^{※2}
- H 添付書類 園舎や修繕希望箇所の現状がわかる写真等資料^{※2}
- I 添付書類 見積書と積算の内訳がわかる資料^{※3}
- J 添付書類 法人の財政状況がわかる資料^{※4}

※1 提出が困難な事情がある場合は提出不要

※2 創設は提出不要。また、未実施の場合は提出不要

※3 大規模修繕等は、民間工事請負業者3社から徴取し提出

※4 前年度の決算報告書など、現在の財政状況がわかるもの

＜参考＞提出書類の対応表

提出書類 整備種別（年度）	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	備考
創設	○		○	○	○	△			○	○	
増築	○		○	○	○	△	△	○	○	○	
増改築・改築	○		○	○	○	△	△	○	○	○	
大規模修繕等		○	○				△	○	○		Iは3社分

【凡例】○：提出が必要 △：該当する場合のみ提出が必要

5 提出期限について

令和8年3月20日（金）まで ※郵送の場合、必着

期限までに提出ができない書類がある場合は、下記問い合わせ先までご相談ください。

6 提出・問い合わせ先について

下記提出先まで、紙（郵送可）または電子メール添付にてご提出ください。

〒951-8061 新潟市中央区西堀通 6 番町 866 番地 NEXT21 17 階

新潟市役所 こども未来部 幼保運営課 配置適正化グループ

電話 025-223-7371

メール hoiku@city.niigata.lg.jp

7 その他留意事項

○整備計画内容の調整について

創設や増改築等の教育・保育需給に関する整備計画は、市立保育園配置計画等との整合性を踏まえて計画内容を調整する必要があるため、計画書等の提出があった後、定員の変更等について市からご連絡を差し上げることがありますので、ご承知おきください。

○補助金を受けて施設を修繕した場合の減価償却費加算について

施設型給付における減価償却費加算は、補助金を受けて施設修繕を行った場合は加算対象外となりますので、お含みおきの上でご計画ください。

○教育（1号）定員について

現在、教育（1号）定員が全市的に過剰供給状態にあるため、定員数は最低限の設定でご計画をお願いいたします。

○整備予定地の都市計画区域区分について

市街化調整区域等である土地は、開発許可が必要となる場合がありますので、計画段階で整備する施設が所在する区の建設課へ事前に必ず確認してください。

○整備予定地周辺の環境等への配慮について

整備予定地の周辺の道路環境について、園児の送迎などを安全に行うことができる環境であるかを検討し、保護者の車による送迎ルートをあらかじめ計画してください。送迎等のために路上駐車等が発生しないよう、敷地内に十分な広さの駐車場や送迎用スペース等を計画してください。

また、建設工事に伴う騒音、粉塵等の飛散や、開園後の園運営に伴う騒音、アスベスト処理等について、適切に対策を講じ、必要に応じて自治会・町内会や近隣住民の方へ十分な説明を行ってください。

上記について適切に計画されていない場合には、優先条件等の充足状況に関わらず、補助金の交付対象候補としない場合があります。

○整備予定地周辺の保育需給等の調査について

近年の少子化等の状況を踏まえ、整備計画のうち、創設については、地域ごとの需給バランスを十分に検討しながら、より慎重に選定審査を行います。

○建設予定地の地権者との交渉状況について

施設整備計画書の提出時点で建設予定地を未取得・未賃借である場合には、地権者との交渉状況について、様式1に記載してください。覚書等が添付できる場合には、可能な範囲で写し等を添付してください。

○保育士確保の見込みについて

事業計画の確実性を確認するため、保育士確保の具体案を確認できる資料の提出を、別途求める場合がございます。

○特別保育等を新規に始める場合の協議について

休日保育、一時預かり（拠点園）を新たに開始する場合は、市との事前協議が必要です。調査票等で実施の意向が確認できた施設には、後日、各担当者からヒアリング等をさせていただくことがありますので、ご承知おきください。

なお、一時預かり（緊急）、延長保育、障がい児保育は実施が必須ですので、事前協議等は不要です。

○見積徴取について

大規模修繕等における見積徴取については、「新潟市建設工事の発注基準及び指名業者選定要綱」に準じ、工事規模に対し適当な新潟市入札参加資格を有する者から徴取すること。

○市立保育園配置計画について

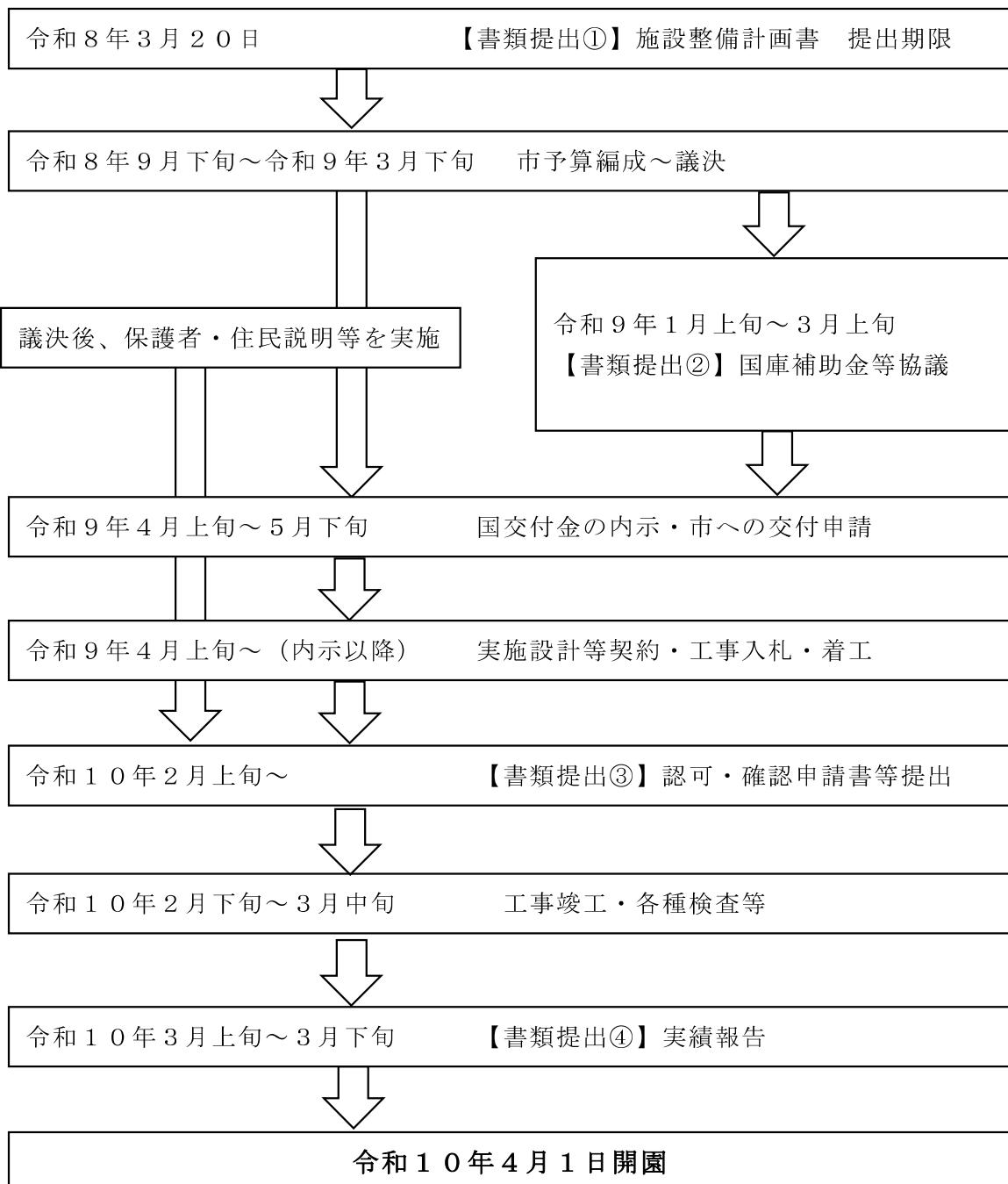
市立保育園配置計画の詳細は、新潟市ホームページ等より「第2次新潟市立保育園配置計画」をご確認ください。

○同一法人からの複数の事業計画における選定審査について

大規模修繕等を除く事業計画に関して、同一法人からの複数の提案を妨げるものではありませんが、選定審査においては、特定の法人に偏らないよう配慮いたします。

別紙

<参考>令和9年度着工の保育所創設スケジュールの例（単年度整備）



*補助金の内示等の時期は国のスケジュール等により変更となる場合があります。また、市立保育園配置計画に関わる整備計画や、2か年度で実施する計画は、上記とは異なる場合があります。

別紙

<別表>必須条件および優先条件の一覧

整備種別	施設種別	条件	条件詳細
創設	保育所、保育所分園	<p>【必須条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2 共通の必須条件」を満たすもの ・市立保育園配置計画に寄与するもの ・令和9年度内に着工し、令和10年3月31日または令和11年3月31日までに事業のすべてを完了するもの ・保育所または保育所分園であるもの ・乳児等通園支援事業を実施するもの <p>【優先条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立保育園配置計画への寄与度がより高いもの ・保育ニーズが高い地域に整備するもの ・建物と土地を自己所有する（見込みである）もの ・その他、整備する必要性が高いもの 	<p>市立保育園配置計画の方針に合致し、老朽化した市立保育園等の統廃合等に寄与する整備計画に対して補助をします。</p> <p>統廃合等が検討されている老朽化した市立保育園等との地理的距離や保育定員数等を総合的に考慮し、より寄与度が高いと認められる計画を優先します。</p> <p>整備予定地域で高い保育ニーズが認められる場合に優先します。</p> <p>事業の継続性を担保するため、設置主体が土地を自己所有する計画を優先します。</p> <p>上記のほかに、整備する必要性が高い事由が認められる場合に優先します。</p>

別紙

<別表>必須条件および優先条件の一覧

整備種別	施設種別	条件	条件詳細
増築	保育所、認定こども園、保育所分園、認定こども園分園	<p>【必須条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2 共通の必須条件」を満たすもの ・令和9年度内に着工し、令和10年3月31日または令和11年3月31日までに事業のすべてを完了するもの ・保育(2号および3号)定員の増員であるもの ・乳児等通園支援事業を実施するもの <p>【優先条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備予定エリアにおける保育定員確保のため重要と判断されるもの ・市立保育園配置計画に寄与するもの ・低年齢児(0～2歳)の定員を拡大するもの ・建物と土地を自己所有する(見込みである)もの ・その他、整備する必要性が高いもの 	<p>教育定員が全市的に過剰供給状態にあるため、保育定員の増員のみ対象とします。</p> <p>整備エリアで保育の受け皿を確保するために必須と認められる整備を優先します。</p> <p>市立保育園配置計画の方針に合致し、老朽化した市立保育園等の統廃合等に寄与するものを優先します。</p> <p>保育のニーズが高い0～2歳児の保育定員を拡大する整備計画を優先します。</p> <p>事業の継続性を担保するため、設置法人等が土地を自己所有する計画を優先します。</p> <p>上記のほかに、整備する必要性が高い事由が認められる場合に優先します。</p>

別紙

<別表>必須条件および優先条件の一覧

整備種別	施設種別	条件	条件詳細
増改築 改築	保育所、認定 こども園、保 育所分園、認 定こども園分 園	<p>【必須条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2 共通の必須条件」を満たすもの ・令和9年度内に着工し、令和10年3月31日または令和11年3月31日までに事業のすべてを完了するもの ・乳児等通園支援事業を実施するもの <p>【優先条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備予定エリアにおける保育定員確保のため重要と判断されるもの ・耐用年数を超過している施設や、耐震性が不十分な(旧耐震基準)建物など、整備の緊急性が高いもの ・市立保育園配置計画に寄与するもの ・低年齢児（0～2歳）の定員を拡大するもの ・建物と土地を自己所有する（見込みである）もの ・その他、整備する必要性が高いもの 	<p>整備エリアで保育の受け皿を確保するために必須と認められる整備を優先します。</p> <p>既存園舎の築年数や耐震強度等、園舎整備の緊急性が高い事由が認められる場合に優先します。</p> <p>市立保育園配置計画の方針に合致し、老朽化した市立保育園等の統廃合等に寄与するものを優先します。</p> <p>保育のニーズが高い0～2歳児の保育定員を拡大する整備計画を優先します。</p> <p>事業の継続性を担保するため、設置法人等が土地を自己所有する計画を優先します。</p> <p>上記のほかに、整備する必要性が高い事由が認められる場合に優先します。</p>

別紙

<別表>必須条件および優先条件の一覧

整備種別	施設種別	条件	条件詳細
大規模修繕等	保育所、認定こども園、保育所分園、認定こども園分園	<p>【必須条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2 共通の必須条件」を満たすもの ・民間工事請負業者3社から見積書を徴取し、最も低い価格が500万円以上のもの。ただし、冷暖房設備の場合は300万円以上のもの ・令和9年度内に着工し、令和10年3月31日までに事業のすべてを完了するもの <p>【優先条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園舎修繕の緊急性が高いもの ・既存施設の長寿命化に資する効果が高いもの ・市立保育園配置計画に寄与するもの ・整備予定エリアにおける保育定員確保のため重要と判断されるもの ・その他、整備する必要性が高いもの 	<p>工事実施にあたって入札等を実施し、実際の契約額が左記の金額を下回った場合は補助対象外となります。</p> <p>児童の安全に関わるもの等、園舎修繕の緊急性が高い事由が認められる場合に優先します。</p> <p>既存施設をより長く使い続けるために必要な整備を優先します。</p> <p>市立保育園配置計画の方針に合致し、老朽化した市立保育園等の統廃合等に寄与するものを優先します。</p> <p>整備エリアで保育の受け皿を確保するために重要と認められる整備を優先します。</p> <p>上記のほかに、整備する必要性が高い事由が認められる場合に優先します。</p>